

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年度 高松町地積測量図作成作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 香川河川国道事務所長 多田 貴幸 香川県高松市福岡町4-26-32
契 約 締 結 日	令和 6 年 8 月 5 日
契約の相手方の氏名及び住所	公益社団法人香川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 高松市丸の内9-29
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,002,474-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,002,474-
随意契約によることとした理由	本業務は、公共用地の取得に伴う分筆登記、地積更正登記等の土地の表示登記を行うために必要となる地積測量図の作成等を行うものである。 地積測量図は土地の表示登記に必要となる書類であり、平成18年8月25日付け法務省民二第1997号法務省民事局民事第二課長依命通知に基づいて高松法務局が定めた「不動産の表示に関する登記事務取扱要領（以下「要領」という。）」第6条にその作成方法が、また、同要領第6条第16項に「地積測量図に作成者として記録すべき者は、当該土地を調査し、及び測量した者とする。」と定められている。 これにより本業務の対象となる土地について地積測量図の作成を行える者は、当該土地の調査等を実施した上記の相手方に限定される。 以上より、上記の相手方と地積測量図の作成とその付随する業務について、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号による随意契約を締結しようとするものである。
備 考	